比較法学会ハラスメント防止啓発委員に関する規程

2023 年 6 月 4 日理事会決定

(設置)

第1条 比較法学会(以下「本学会」という。)は、自らアンチハラスメント・ポリシーを 定めたことに鑑み、本学会に、本学会の活動に関連したハラスメントの防止啓発を目的と するハラスメント防止委員を置く。

(定義)

第2条 この規程におけるハラスメントとは、比較法学会アンチハラスメント・ポリシー (以下「ポリシー」という。) に定めるところによる。

(指名)

- 第3条 本学会理事長(以下「理事長」という。)は、理事会の議を経て、理事の中からハラスメント防止啓発委員(以下「委員」という。)を指名する。
- 2 委員の数は、3人以内とする。ただし、理事長は理事会の議を経て、会員の中から若干 人を追加することができる。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
- 4 理事長は、委員を指名した場合、当該委員が第4条第1項第3号に定める相談に応じる ことに資するため、速やかに当該委員の氏名及び当該委員に対する連絡方法を公表する と共に、当該委員において、ハラスメントを受けたと考える者の相談に応じることを周知 するための措置を講ずるものとする。

(任務)

- 第4条 委員は、次のことを任務とする。
 - (1) ハラスメントを防止するための啓発その他の活動(調査研究活動を含む。)
 - (2) 本学会の活動に関連するハラスメントについての情報の収集及び調査(本学会の会員に対する聴き取り調査を含む。)
 - (3) ハラスメントを受けたとする者からの相談に応じること。
 - (4) ハラスメントが生じている可能性があると認められる場合において, ハラスメントを受けた可能性がある者に係る支援又は救済の原案の策定
 - (5) ハラスメントを受けた者が、安全かつ安心して、引き続き本学会活動に関与できる環境の整備の原案の策定
- 2 委員は,前項第4号又は第5号に定める原案を策定した場合は,これを速やかに理事長 に報告する。ただし,当該原案に係るハラスメントを行ったとされる者に理事長が含まれ る場合は,あらかじめ理事会が定める理事に報告する。
- 3 2人以上の委員がいる場合、委員は、合議によりその任務を遂行することができる。この場合において、その合議体は、比較法学会ハラスメント防止啓発委員会と称する。
- 4 委員は、その任務を遂行するために必要である場合、弁護士その他の専門家の支援を受

けることができる。その経費については、別に定める。

(理事長等の措置)

第5条 前条第2項に定める原案の報告を受けた理事長又は理事(以下「理事長等」という。) は、直近の理事会に対して当該報告を受けた事実を報告する。また、理事長等は、当該原 案に含まれる支援若しくは救済又は環境の整備に係る措置(当該原案が前提とする事実 に係る詳細調査、支援若しくは救済又は環境整備の実施を含む。)について、遅滞なく、 理事会に報告又は提案する。

(守秘義務)

- 第6条 委員は、その任期中、職務上知りえた他人の秘密を正当な理由なく漏洩してはならない。委員の職を退いた後においても、同様とする。
- 2 本学会の理事長、理事、監事、事務局担当者その他の役職にある者は、その任期中、当 該役職上知り得たハラスメントに関する他人の秘密を正当な理由なく漏洩してはならな い。当該役職を退いた後においても、同様とする。

附則

この規程は、2023年6月4日から施行する。